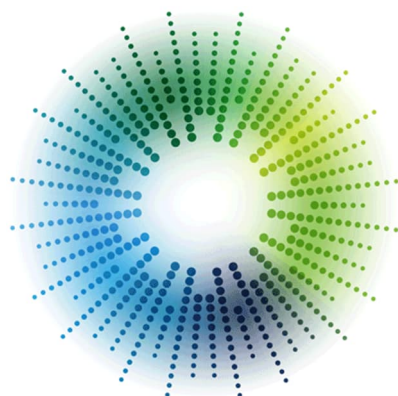




JSG ニュースレター

<Tax>

財政部が「租税協定の適用に係る審査準則」

第 34 条の改正条文を公布

租税協定の適用申請期限を、所得者または源泉徴収義務者の
納付日から 10 年に延長

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

財政部は、2025 年 4 月 8 日付で「租税協定の適用に係る審査準則」第 34 条の改正条文を公布しました。改正のポイントは、以下のとおりです。

改正条文	改正内容
過納税額の 還付 (第34条)	締約相手国の居住者が所得税法第 88 条の規定に基づく源泉徴収の対象となる所得を取得し、各種所得の規定の源泉徴収税率により納税した場合、 <u>所得者または源泉徴収義務者は、納付日から最長 10 年以内</u> まで租税協定の適用を申請することができる。 第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条または第 27 条に規定された証明書類および源泉徴収票を添付し、 <u>従前、源泉徴収申告を受理した税務機関に対し申請するか、または、源泉徴収義務者</u>

の所在地を管轄する国税局ごとに、管轄区域内で源泉徴収した税額を集計し、各管轄の国税局（総局）に対しまとめて申請することができる。

締約相手国の居住者が所得税法第 88 条に規定される源泉徴収の対象外の所得を取得し、所得税法の規定に基づき申告納税を行った場合、納付日から最長 10 年以内まで、第 23 条、第 24 条、第 26 条または第 27 条に規定された証明書類、申告書および納付書原本を添付し、申告を受理した税務機関に対して租税協定の適用を申請することができる。

前二項の規定は、本準則の改正施行日である 2025 年 4 月 8 日時点で、税額を納付した日から 5 年を経過していない場合に適用され、改正施行日時点ですでに 5 年を経過している場合は改正施行前の規定が適用される。

第一項および第二項の申請について、所得者または源泉徴収義務者が台湾国内に居住する個人または固定営業場所を有する営利事業に委任して手続きを行うことができる。

第一項および第二項の規定について、適用する租税協定に別段の定めがある場合は、その規定に従う。

勤業衆信の見解

1. 財政部は、所得税法に関連する法令にかかる、所得または納付すべき税額の再計算に関する申請期限を見直し、租税協定の適用申請期限を所得者または源泉徴収義務者が源泉徴収税額を納付した日から起算して 10 年以内とする改正条文を公表しました。また、経過措置期間の適用原則を明確に定め、本改正施行時点で税額納付日から 5 年を経過していない場合は新しい規定を適用し、10 年以内の過納税額の還付申請を行うことが可能としています。改正施行時点で 5 年の期限が経過している場合は、改正前の規定が適用され、納付日から 5 年以内が過納税額の還付申請対象となります。本準則の改正施行日は 2025 年 4 月 8 日ですが、「中央法規標準法」第 13 条の規定により、発効日は 2025 年 4 月 10 日となる点に注意が必要です。したがって、2020 年 4 月 10 日までに納付された税額については、従前の「5 年以内」の規定が適用されます。

2. 租税協定の適用に係る審査準則第 4 条第一項但書に基づき、適用する租税協定に別段の定めがある場合、その規定に従います。そのため、申請にあたっては、その租税協定に、審査準則よりも優先適用される特別な規定がないかを確認する必要があります点にご留意ください。例えば、「台北駐ドイツ代表処」と「ドイツ在台協会」の間で締結された「所得税とキャピタルタックスの二重課税回避及び脱税防止協定」においては、第 26 条（源泉地国での課税手続きに関する規定）第二項で、「還付申請は配当、

利息、ロイヤリティまたはその他の所得項目に適用される源泉徴収税額が属する暦年の終了後 4 年以内に行わなければならない」と規定されています。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報のみを掲載するものです。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびデロイトネットワークは、本資料によりいかなる人に対しても専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、各メンバーファーム、関係法人、職員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任または明示的および暗示的保証を負わないものとします。DTTL およびその各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2025 勤業暉信版權所有 保留一切權利